

第4章 タンザニアにおける土地政策の変遷 -- 習慣的な土地権に着目して

著者	池野 旬
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	620
雑誌名	アフリカ土地政策史
ページ	121-145
発行年	2015
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00011142

第4章

タンザニアにおける土地政策の変遷

——慣習的な土地権に着目して——

池野 旬

はじめに

1990年代以降に、多くのアフリカ諸国が土地法制の改革に着手している。そのなかにあってタンザニアは、「慣習的な土地保有を所有権として尊重しながら法制改革を行おうとしている」(Alden Wily 2013, 14) 国の一つとみなされている。「慣習的」という用語は魅力的であるが、本当にタンザニア政府は伝統的な土地慣行を生かしながら21世紀の土地問題に対処しようとしているのであろうか。本章の問題関心は、ここにある。以下では、タンザニアで現在進行中の土地法制改革において「慣習的」と認識されているのはいかなる土地権であるのかを、19世紀末に始まる植民地期の土地政策にまで遡って明らかにしていきたい。

まずは問題の所在をさらに詳しく説明することから始めたい。タンザニアで現在進行中の土地改革の基本法となっているのは、1999年土地法 (Land Act. 以下、法令は、制定年、名称の順で記載し、全体で法令名とする) と1999年村落土地法 (Village Land Act) である。1999年土地法では、国土すべてを公有地 (public land) とみなし、大統領にタンザニア国民の管財人 (trustee) という権限を付与している。公有地は、①村落地 (各村落の管理する土地)、②保護地 (国立公園、森林保護区、海洋公園等)、③一般地 (①、②以外の土地)

の三つに下位区分される (Fimbo 2004, 20; McAuslan 2013, 98-99)。2006年刊のタンザニア政府文書 (Tanzania 2006。ただし, Bruce 2014, 62より再引用) によれば, 国土面積のうち, 上記の①が70%, ②が28%, ③が2%を占めている。

このように国土の過半を占めている村落地に関して, その運営・管理を1999年土地法とは別途に定めたのが, 1999年村落土地法である。同法の第2条では, 使用する用語の概念規定がなされている。慣習的な土地権に関しては, 慣習占有権 (customary right of occupancy) という用語の記載があり, 「本法第27条に従った慣習占有権証書 (certificate) の発給により創設される占有権を意味し, 看做 (みなし) 占有権 (deemed right of occupancy) も含む」権利概念と規定されている。

詳しい歴史的な経緯については本文で明らかにしていくが, 1999年土地法制定直前にタンザニアで個人・企業等が保持し得た土地権は, 制定法に基づき認定された認可占有権と, 慣習法に基づくとされる看做占有権の2種類のみである。上記の条文で言及されている「慣習占有権証書の発給により創設される占有権」とは認可占有権に分類されるべき土地権である。一方, 上記の条文で言及されている看做占有権は, 同法の別の箇所では, 「アフリカ出自のタンザニア市民 (a Tanzanian citizen of African descent) あるいはアフリカ出自のタンザニア市民のコミュニティが, 慣習法のもとで慣習法に従い土地を占有し利用する権利 (title)」であると規定されている。この規定は, 慣習法に淵源を有する土地権という, 従来の看做占有権に対する認識と合致している。

とすれば, 1999年村落土地法で言及されている慣習占有権とは, 認可占有権に分類されるべき土地権を主体としながら, 看做占有権を付随的に内包しているという, 従来は大別されていた二つの土地権概念を横断する概念規定となる。両者を融合して新たな土地権概念を創設する試みというよりは, 看做占有権を認められている地片に対しても慣習占有権証書を将来的に発給して, 認可占有権に一元化しようとする意図が透けてみえる。換言すれば, 1999年村落土地法では看做占有権の取り扱いに苦慮しており, 慣習的な土地

保有に対して明快な処理がなされているわけではない。

そもそも看做占有権とは、どのような土地権として植民地期以降に温存あるいは改ざんされてきたのであろうか。本章ではこのような問題関心から、植民地期には原住民 (native)⁽¹⁾と称され、1999年村落土地法では「アフリカ出自のタンザニア市民あるいはアフリカ出自のタンザニア市民のコミュニティ」と称されているアフリカ系の（主として農村）居住民の有する土地権（現行法の「慣習占有権」と区別するため、以下では「慣習的な土地権」と表記）に着目しながら、植民地期以降のタンザニア（正確にはタンザニア本土⁽²⁾）の土地政策を再検討することをめざしている。

以下では、五つの時期に区分して記述していく。それぞれの時期を扱った節の冒頭でその時期の慣習的な土地権の状況を短く解説し、次いでそのような見方の論拠となる特徴的な土地法令や行政上の動向について説明を加えていく。この5期のうち第1期とは1885年に始まるドイツによる植民地期であり、第2期は英統治期、すなわち第一次世界大戦後の委任統治期と第二次世界大戦後の信託統治期である。そして、1961年の独立に続く1960年代が第3期である。1967年の「アルーシャ宣言」(Arusha Declaration)以降にタンザニアは農村を基盤とした社会主義的な国家建設路線を採用し、国内各地でウジャマー村（英 Ujamaa Village/スワヒリ Kijiji cha Ujamaa. ウジャマーとはスワヒリ語で家族的な連帯感を意味し、転じて社会主義も意味する）の建設をめざした。しかしながら、土地政策に関しては1967年で区切るより、ウジャマー村建設が加速化される1970年代初期を区切りとした方が理解しやすい。そのため、第4期には、1970年代初期からウジャマー政策が放棄される1980年代初期までと、それに続く1990年代初期頃までの移行期とを含んだ。最後の第5期は、1990年代初期に始まる現行の土地改革の胎動期から現在までである。

第1節 ドイツ植民地期（1885～1919年）

この時期には、領域内で多種多様であった慣習的な土地権や土地割当・紛争調停の慣行が、かなり維持された。その理由は、植民地政府の行政能力が不足していたために原住民地域の慣習的な諸制度への介入が少なかったことと、ヨーロッパ人等の非原住民の入植が限定的であり大規模な土地収奪が発生していなかったことである。

アフリカ分割を決定した1884～1885年のベルリン会議において、ザンジバルのスルタンの勢力下にある海岸部の10マイル帯を除くタンザニア本土部分と、現在のルワンダ、ブルンジとが、ドイツ帝国の勢力圏下にある領域と認定された。当初は特許会社であるドイツ東アフリカ会社（Deutsch-Ostafrikanische Gesellschaft）が植民地経営を担い、ヨーロッパ人の入植をもくろんだが、軍事的に実効支配が確立されていない植民地であったことから入植希望者は少なく、1885～1890年に三つのプランテーションしか開設されなかった（Sippel 1996, 11-12）。この間の1888年4月28日にドイツ東アフリカ会社は、ザンジバル・スルタンから上記の海岸部10マイル帯を租借した。そして、所有者がその権利を証明する文書を提示できない土地を無主地（unowned or unclaimed land）として賠償なしに公有地（public land）に組み込もうとしたために、武力を伴う抵抗運動を招くこととなった（Sippel 1996, 14-15）。ドイツ帝国軍が反乱を鎮圧したのち、ドイツ帝国政府とドイツ東アフリカ会社は1890年11月20日に協定を取り結び、1891年1月1日よりドイツ帝国政府が植民地支配に乗り出し、ドイツ東アフリカ会社は経済活動に専念することとなった（Henderson 1965, 125, 132; Mascarenhas 1971, 106）³⁾。

ヨーロッパ人等の非原住民の入植が促進されるのは、1895年11月26日に発布された1895年帝国条令（独 Kaiserliche Verordnung/英 Imperial Decree）以降である。同条令では、植民地内の無主地を王領地（独 Kronland/英 Crown Land）とし、その占有に関する排他的な権限を政府に付与した（Sippel 1996,

20)。この条令に基づき、自由土地保有権あるいは土地リース権（2種類に下位区分）という土地権で、王領地からヨーロッパ人等の入植者へ土地が譲与された。当初は自由土地保有権での譲与が多かったが、次第に期間を定めた土地リース権の形態をとることが多くなり、土地開発の条件を満たせば土地リース権から自由土地保有権に転換する方式がとられた（James and Fimbo 1973, 30-31；吉田 1997, 19-20）。

先行研究で数値が必ずしも一致していないが、ドイツ植民地期末期の1913年末時点での非原住民への土地割譲は133万9643エーカー⁽⁴⁾（領域面積の0.5%）であり、ヨーロッパ人人口5336人（ドイツ人は4107人）のうち農業目的の入植者は882人（Henderson 1965, 144, 155; Mascarenhas 1971, 106; Richter 1996, 75；吉田 1997, 22; Rwegasira 2012, 54）にすぎず、面積・人数ともに多くはなかった。また、割譲地は領域内で分散しており（図4-1参照）、ホワイトハイランドと称されるヨーロッパ人入植者専用の巨大な領域が創設された隣国ケニアとは、非原住民の入植の様相がおおいに異なっていた。ドイツ領東アフリカで非原住民入植が限定的であったのは、1905～1906年に領域の南部地域3分の1を巻き込む反植民地武力抵抗運動、マジマジ蜂起（Maji Maji rebellion）が発生し、レッヘンベルク総督（Freiherr von Rechenberg, 任期1906～1912年）が「いかなる大規模なヨーロッパ人入植も、流血を伴ってしか解決できないような、原住民との紛争をもたらさざるを得ない」（Iiffe 1979, 142）と判断して、入植者による大規模農場経営に代えてアフリカ人小農による換金作物生産を奨励する農業政策に転換したためである（Henderson 1965, 147-148, 151；吉田 1997, 21）。

さて、1895年帝国条令は非原住民の入植に合法的な基盤を与える一方で、アフリカ人がすでに占有している土地の保持（property or possession）を認め、さらに耕地の移動や人口の増加に備えるために追加的な地片の権利（直後の条令で約4倍の面積と定められる）を認める法令でもあった（Fimbo 1974, 234; Sippel 1996, 19-20；吉田 1997, 19-20; Meek 1968, 101）。ただし、1914年でも79人のドイツ人行政官（administrators）しかおらず、地方行政組織である県（独

図4-1 ドイツ領東アフリカのヨーロッパ人プランテーションの分布



(出所) Sippel (1996, 26) に基づき、筆者作成。

- (注) 1) ドイツ領東アフリカは、領域内に現在のルワンダ、ブルンジを含んでいる。
 2) 原図には年号が記されていないが、ドイツ植民地末期の1913年末頃と推定される。
 3) 地名は1913年当時のもの。

bezirke) にはアラブ人・スワヒリ人が下級行政官として配置されてはいたものの⁽⁵⁾、人員不足は覆いがたく、この脆弱な統治体制では土地問題に介入していく余力はなかったといえよう。また、ドイツ期に領域内の各地の慣習法について調査がなされたわけでもなく、さらには成文法化されて積極的に慣習的な土地権が保護されたわけではなく、慣習的な土地慣行のもとにあるア

フリカ人の占有は暗黙裡に容認されているにすぎなかったのである (James and Fimbo 1973, 31; Sippel 1996, 13; Richter 1996, 47)。

第2節 英統治期 (1919～1961年)

この時期にも非原住民の入植は限定的であり、間接統治体制のもとで慣習的な土地権と土地割当・紛争調停慣行が維持された。もちろん、それらは地域ごとに多様であり、また内外の社会経済環境の変化に応じて経時的に変容していった (たとえば、吉田 1997, 34, 40-92)。このような原住民の慣習的な土地権は集合的に、占有権 (right of occupancy) として植民地政府の成文法において言及されるようになる。

英政府は1920年タンガニーカ勅令 (Tanganyika Order in Council) により総督 (Governor) 職を設置 (Thomas 1971, 108; Richter 1996, 46) してドイツ領東アフリカの実効的支配を開始していた。そして、1922年7月20日にドイツ領東アフリカのうち現在のルワンダとブルンジに相当する領域を除いたタンガニーカ (すなわち現在のタンザニア本土部分) は、国際連盟のもとで英国による委任統治領となった (Fimbo 1974, 237)。国際連盟の委任規定第6条に、「土地の保持と移転 (holding or transfer) にかかわる法律の制定にあたっては、委任統治者は、原住民の法と慣行を考慮に入れ、原住民の権利を尊重し権益を保護しなければならない」と規定されており、英植民地政府⁽⁶⁾はこの足かせのもとで非原住民の入植を行わねばならなかった (Ingham 1965, 692; James and Fimbo 1973, 31)。

さて、英植民地政府による最初の本格的な土地法令は、1923年土地条令 (Land Ordinance) である。この条令は、以下の3点で重要である。

①ドイツ期の譲与地の土地権の承認

この条令が制定された1923年1月26日以前に譲与された、すべての土地の権利が追認された。すなわち、ドイツ植民地期の自由土地保有権ならびに土

地リース権が、有効な土地権として英統治下でも認められた。ただし、土地権は認められたが、ドイツ帝国臣民の保持していた土地そのものは没収されて、敵国人財産 (Ex-enemy property) として、おもに英国人、ギリシャ人、インド人に払い下げられた (Hailey 1957, 727; 吉田 1997, 92-93)。

②公有地 (Public Land) の設定

タンガニーカ領域内のすべての土地は、占有の有無にかかわらず、公有地とされた。公有地という概念自体はすでに1920年タンガニーカ勅令で導入されていたが、上記の①に該当する土地権の扱いは曖昧であった (Fimbo 1974, 236-237; Richter 1996, 46)。1923年土地条令では、①に該当する土地権は有効であると規定された (Fimbo 2013b, 4)。原住民が慣習法下で保持している土地は公有地に含まれ、1923年土地条令第4条では、すべての原住民の土地と当該地に関する諸権利は、総督の権限下におかれ、委任統治領内の原住民の公益 (common benefit) のために管轄され、総督の同意なしには当該地の占有や利用の権利は有効とならないと規定された (吉田 1997, 22)。

③非原住民への土地譲与に対する占有権 (right of occupancy) 概念の導入

公有地から非原住民に譲与される土地の権利は、基本的に占有権となった。占有権は、ドイツ植民地期の土地リース権に類似している。占有権は期限付き (最長99年) の土地権であり、1926年には農耕地に、1927年には放牧地に対して開発を条件として譲与され、1948年に開発条件が強化された。土地の放置や、5年間の無利用により権利が剥奪された。占有権の売却、担保設定、料金賦課、転貸、遺贈等の土地権の移転については、総督の許可を必要とした (Meek 1968, 103; James 1971, 114; Fimbo 1974, 237)。

この1923年土地条令を修正した1928年土地 (修正) 条令 (Land [Amendment] Ordinance) が、1961年の独立以降まで土地法制の基本法となっていく (Richter 1996, 60-61)。1928年の注目すべき修正点は、占有権という土地権概念が原住民にも適用され、制定法のなかに明記されたことである (James and Fimbo 1973, 33; Richter 1996, 64-68; Twaib 1996, 84; Rwegasira 2012, 57)。非原住民と原住民の占有権はいずれも植民地総督に譲与する権限が与えられていたが、

a) 土地登記の必要性の有無, b) 借地料支払いの有無, c) 開発条件の有無 (a~cのいずれも, 非原住民の場合には「あり」), d) 土地権移転の自由度で, 相違していた (Hailey 1957, 729; James 1971, 116; 吉田 1997, 24-25; Fimbo 2013a, 11)。このような相違のため, 先行研究に従い, 以下では非原住民の占有権を認可占有権 (granted right of occupancy), 原住民の占有権を看做占有権 (deemed right of occupancy) と明確に区分しておきたい⁷⁾。本章の冒頭でふれたタンザニアの現行法で言及されている看做占有権とは, この植民地期の看做占有権の系譜につながる権利である。

さて, 上記のような法令の整備と並んで, 土地政策の運用にかかわる諸制度の整備も進められた。第1に, 地方行政組織の充実が図られた。1925年に第2代総督に就任したキャメロン卿 (Sir Donald Cameron) は北ナイジェリアでの行政経験をもとに, 11州 (province) に州長官 (provincial commissioner) を配置し, その下にある22県 (district) に県長官 (district commissioner) をおき行政体制を完成させた (Buell 1965, I-454; Ingham 1965, 552; Thomas 1971, 108, 168)。その後, 基本的に県の数が増大し, 1959年には9州57県となる。原住民に対しては, 同一民族集団が一人の首長のもとで一つの県のなかに収まるようにするため, 同一民族集団内のサブグループをでき得るかぎり統合することがめざされた (Thomas 1971, 108-109, 168)。

第2に, 間接統治のための組織が整備された。キャメロンは間接統治方式でアフリカ人を支配するために, 1926年原住民統治機構条令 (Native Authority Ordinance)⁸⁾を公布して, 行政・立法組織として原住民統治機構 (Native Authority) を創設し, さらに財政組織として原住民財務局 (Native Treasury), 司法組織として原住民裁判所 (Native Court) と, 間接統治を担う主要な3組織を整備していった。原住民統治機構はタンガニーカ内の各地に設置され, 植民地政府に任命された首長たちで構成されており, 統治する地域のために総督の認可のもとで地域限定の法律を制定することになっていた。植民地総督は, 原住民統治機構を再編する権限, 他の原住民統治機構のもとに従属することを命じる権限を有しており, アフリカ人の民族集団の伝統的な政治体

系には存在しなかったパラマウント・チーフ制の導入等を指示することもあった(Thomas 1971, 108)。ちなみに、1952年時点で386の原住民統治機構が存在し(Buell 1965, I-454)、この数は現在認知されている民族集団数約120よりはるかに多い。原住民財務局はアフリカ人が自立的な財政活動を行うよう領域内の各地に創設された組織であり、1952年に存在した386の原住民統治機構は、51の原住民財務局に関連づけられていた(Hailey 1957, 474)。原住民裁判所はアフリカ人が自立的な裁判を行うよう創設され、200シリング以下の係争、刑事事件、婚姻、相続を扱い、そのなかにはアフリカ人のあいだでの土地問題も含まれており、いわゆる土地慣習法を保存する大きな力となったと、吉田(1997, 25)は指摘している。1920年の条令では高等裁判所(High Court)の管轄下にあった原住民裁判所は、1929年原住民裁判所条令によって、行政官の管理下におかれることになった。当該地の原住民法と慣行(native law and custom)にのっとって原住民裁判所は運営され、その判決の控訴はまずは原住民控訴裁判所(native courts of appeal)へ、ついで県行政官、州長官、そして最終的には総督へと至る経路が想定されていた。すなわち、原住民裁判所は司法制度の一部ではなく、原住民行政の制度の一部に位置づけられており、1951年時点で約800存在していた(Hailey 1957, 476; Ingham 1965, 573-575)。

第3に、非原住民の入植を認めない地域を指定して、植民地政府がアフリカ人の土地権の保護にも努めている。とはいえ、1926年には南部高地のイリング(Iringa)県で4万エーカーを非原住民に割譲(Hailey 1957, 728)しており、ヨーロッパ人等の入植は完全に否定されたわけでも、積極的に推進されたわけでもなく、ドイツ植民地期と同様に限定的な奨励のもとにあった。英統治期の非原住民への割譲面積はドイツ植民地期末期から急激には増大しておらず、1951年には自由土地保有権97万4575エーカー、土地リース権134万1151エーカー、合計231万5726エーカーであり(Hailey 1957, 729)、独立直前の1960年でも農業牧畜用の割譲総面積は248万8743エーカーで、これはタンガニーカ領域面積のわずか1.1%にすぎず、タンガニーカは独立までアフ

リカ人小農が優越する植民地であった（吉田 1997, 26）。

第3節 独立後初期の土地政策（1960年代）

タンガニーカは1961年に独立（ザンジバルと合邦してタンザニアとなるのは1964年）し、土地法制にかかわる施策として、①植民地期に譲与された土地権の変更と、②新規の開発計画⁹⁾にかかわる土地権の設定を早々に実施した。しかしながら、それらの対象となったのはごく限定された地域のみであった。それ以外の多くの地域では、慣習的な土地権が1928年土地（修正）条令で言及されている看做占有権として温存されていたが、土地割当・紛争調停の担い手が曖昧となるという変化が起っていた。

まず、土地法制にかかわる2種類の施策についてふれておきたい。

①植民地期の土地権の変更 = 自由土地保有権の抹消

政府はまず1963年自由土地保有権（転換）・政府土地リース権法（Freehold Titles [Conversion] and Government Leases Act）を發布して、植民地期の自由土地保有権を期間99年間の政府土地リース権（government lease）に転換して、他の土地リース権並みの開発条件を課した。さらに、1969年政府土地リース権（占有権への転換）法（Government Leaseholds [Conversion to Right of Occupancy] Act）を發布し、政府土地リース権を、1970年4月1日以降に占有権に転換することとした（Gondwe 2010, 18）。その結果、1970年4月1日以降に公有地に設定され得る土地権は、占有権（認可占有権と看做占有権とに下位区分）のみとなった（Twaib 1996, 83）。ただし、自由土地保有権下にある土地は国土の1%程度であったから「自由土地保有権の廃絶は象徴的な意味しかなく」（Shivji 1998, 8）、また非原住民の保持する土地に対する土地権の変更であるから原住民が慣習的に保持している土地の権利には影響が及ばなかったといえよう¹⁰⁾。そして、フィンボ（Fimbo 1974, 244-246）は、政府土地リース権も占有権も私的所有の1形態であり、自由土地保有権から政府土地リー

ス権への転換は土地の国有化を意味せず、また占有権下にある土地の売却に政府が規制をかけることに合法的な根拠はなく、さらには「公有地」概念の設定もなんの歯止めにもならないと、政府の勝手な土地権解釈に早くも1974年に異議を申し立てている。

②新規の開発計画に伴う土地法整備

独立直後の農業振興の手法は二つあり、既存の農業・牧畜方法の漸進的な改善をめざす改良アプローチ (Improvement Approach) と並んで、「トラクターの使用をふくむ農業機械化と、種々の社会サービスの供給、つまり教育から医療にいたる社会サービスから水道・下水道施設をも含めた公共サービスを供給することによって、タンザニア農業・農村生活の様相を一挙に近代化しよう」(犬飼 1976, 67) とする変革アプローチ (Transformation Approach) が採用された。後者は、国内各地に新規に農民を入植させる種々の村落入植計画 (Village Settlement Scheme) として実施され、1963年に設立された村落入植庁 (Village Settlement Agency) が外国からの資金的・技術的支援を得ながら担当することとなった。

村落入植計画では、新村設定地域に慣習的な土地権をもつとは限らない農民を入植させるために、1965年に相次いで発布した2法で条件整備を行った(吉田 1997, 37)。まず1965年農村入植委員会法 (Rural Settlement Commission Act) によって政府は村落入植計画全体を統括する村落入植委員会の委員長 (Commissioner for Village Settlements) を指名し、委員長は入植権 (settlement right) と称される村落入植計画用地総体に対する占有権 (= 認可占有権) を、1965年土地保有 (村落入植) 法 (Land Tenure [Village Settlements] Act) に基づいて大統領から譲与される。そして、委員長は各入植村の村落入植組合 (Village Settlement Cooperative Society) に入植権を割り当て、各村の入植組合は村落民に派生的な土地権 (derivative rights) を譲与する (Fimbo 2004, 13-14; 吉田 1997, 37-38)。すなわち、占有権を保持するのは、村落入植組合という「行政」組織であった (McAuslan 2013, 21-22)。過度の資金投入を見込んだ村落入植計画は1966年には失敗が露呈する (オマリ 1980, 67-70) が、そもそも

計画では50世帯から構成される60入植村を設立すること (James and Fimbo 1973, 103) しか企図されておらず、成功したとしても裨益世帯数や対象地域は限定的であった。

さて、上記の①、②の対象となった小地域を除いて、国内各地では旧来の慣習的な土地権が存続し得た。しかしながら、土地行政の担い手に関して問題が発生しつつあった。植民地期には原住民統治機構等が慣習的な土地権にかかわる土地割当・紛争調停を担当していたが、独立後早々に1963年アフリカ人首長条令 (撤廃) 法 (African Chiefs Ordinance [Repeal] Act) と1963年原住民統治機構条令 (撤廃) 法 (Native Authorities Ordinance [Repeal] Act) が発令され、原住民統治機構が廃止され、それを担っていた首長たちの行政権限が剥奪された。代わって州長官 (Regional and Area Commissioners) ほかの地方行政官が配置されたが、土地問題の担当者が明確に規定されていなかったために、植民地期に原住民地域の土地行政を担っていた首長、クラン長、村長、長老会議等が次第に機能不全に陥っていくなかで、空隙が生じたという (James 1971, 65; James and Fimbo 1973, 68-69; Fimbo 2013a, 8)。村落開発委員会 (Village Development Committee)、県レベルの天然資源委員会 (Natural Resources Committee)、県行政官 (District Executive Officer)、県評議会 (District Council) 等々のさまざまな公的機関や公職者が時には権力を濫用して土地問題を取り仕切ろうとし、異なる土地行政関係者によって同一地片が別個の被譲与者に割り当てられる事態も少なくなかったという (James and Fimbo 1973, 69)。この混乱は、1972年政府行政分権化 (暫定規定) 法 (Decentralization of Government Administration [Interim Provision] Act) に基づいて設立された県開発評議会 (District Development Councils) が村落に土地を割り当てる権限を有するようになり、解決が図られた (Fimbo 2013a, 8-9)。しかし、新たに設立されたのであるから、県開発評議会が慣習的に土地割当・紛争解決の権限を有してきたわけではない。その設立以前の種々の行政組織についても、もちろん慣習的に土地割当・紛争解決を担ってきた場合も少なくはないが、国内すべての地域社会で行政組織がそのような役割を果たすことについて合意が

醸成されていたわけではなかった。

第4節 ウジャマー村政策期と移行期（1970～1990年代初期）

この時期に、慣習的な土地権は受難する。前節でふれた村落入植計画は本節で説明するウジャマー村のさきがけともいべき計画であり、上記のように特別の土地法を整備したうえで実施されたが、全国規模で展開されたウジャマー村については法律が整備されないままで集村化が実施されたことから後々禍根を残すこととなった。多くの地域住民は強制的な移住等によって慣習的な土地権に基づいて利用していた土地から引き離され、村落政府による土地割当に従うことになった。1980年代以降にウジャマー村政策が放棄され、土地に対する行政組織としての村落の権限が弱体化するなかで、土地紛争が多発したのは当然といえよう。

1967年2月のアルーシャ宣言をもって、タンザニアは独自の社会主義国家の建設をめざすこととなった。国家建設の中核は、集村化し共同農場で農業集団化を実践するウジャマー村を、3段階の過程で建設することであった（Nyerere 1968, 337-366）。地域住民が自発的にウジャマー村建設を行うことが当初は想定されていたが、その進展が遅々たるものであったため、タンザニア政府は次第に強制的にウジャマー村を建設していくようになる（McAuslan 2013, 51; 吉田 1997, 191-203）。強制的なウジャマー村建設にかかわる土地法として、まず1973年7月に1973年農村土地（計画策定・利用）法（Rural Lands [Planning and Utilisation] Act）が發布され、大統領が特定地域を指定し、地方行政を所管する大臣が当該地域の農耕活動を規制することで、州行政当局が強制的な再入植計画、すなわち「集村化作戦」（Operation Vijiji. スワヒリ語で vijiji は村落〔複数〕を意味する）を実施することが可能となった（Fimbo 2004, 15）。さらに、1976年末までに地域住民はウジャマー村に居住するよう1973年8月にニエレレ大統領が指令し、全国規模で「集村化作戦」が展開される

ことになる (Kikula 1997, 22)。1973年以前のものも含めた集村化作戦は、タンザニア本土21州 (当時) のうち、都市主体のダルエスサラーム州と伝統的に集村形態の居住形式が普及していたキリマンジャロ州ならびにウエスト・レイク州を除く18州で、場合によっては複数年次にわたって実施された¹¹⁾。タンザニア政府は、1975年村落・ウジャマー村 (登録・指定・行政) 法 (Villages and Ujamaa Villages [Registration, Designation and Administration] Act) を発布して、村落を中央政府に登録させ、村落政府が自治的な村落行政を行うよう指示した。これ以降、登録を済ませた村落のうちウジャマー村建設の第3段階まで達した村落のみをウジャマー村と認定し、それ以外の村落は登録村 (あるいは開発村や単に村落) と称するようになる。1977年11月段階で村落総数8159村のうち登録村は7373村に達したが、ウジャマー村は皆無であった (オマリ 1980, 80)。

まことに奇妙なことながら、上記の1975年法には土地保有に関する条項はなく、同法の施行規則 (subsidiary legislation) である1975年行政命令 (Directions) で言及されているという。この行政命令では、1972年に新設された県開発評議会によって土地を割り当てられた各村の村落評議会 (village council) が、村内に在住する世帯にその必要性和開発する能力に応じて農耕地や居住地を割り当てるのが指令されていた (Fimbo 2004, 16; Fimbo 2013a, 9)。タンザニアの土地法や農村開発の専門家たちは、「政府は、集村化に関して村落住民に対する法規を気まぐれなやり方で適用した」(McAuslan 2013, 55) のであり、「1975年法には、村民に土地を割り当てる村落評議会の権限の範囲が明示されていない」(Swantz 1996, 157) ことや、世帯や村民に割り当てる土地の上限が設定されていなかったために、村落政府による土地割当はウジャマー村の理念の達成を保証するものでもなかったのであり、なによりも「県開発評議会も村落評議会も、土地割当の権威とは慣習法によって認識されていないため、土地は慣習法のもとで保持されているとはいえない」(Fimbo 2013a, 9) と、一様に厳しい見方を示している。おそらく最も手厳しいのは、「集村化は実質的に、慣習的な体制 (customary regimes) 下で慣習的な諸権利

の剥奪と土地の強制収用を意味した。その遂行にあたって、適切な法制上の手続きは実施されなかった。事前協議 (prior consultation) という植民地期の方針すら無視された。概して、独立後の政府の実践は、法制に対する配慮を欠いている」というシヴジ (Shivji 1998, 13) の指摘であろう。

さて、国内外の政治経済的な制約要因のために、ウジャマー村政策は頓挫していく (池野 2010, 76)。しかし、新たに1982年地方政府 (県行政機構) 法 (Local Government [District Authorities] Act) が発布され、村落を「占有権の配分主体とする方針は変わらず」 (吉田 1999, 16) 維持された。実際には村落の境界等が未確定であったことから、タンザニア政府は、5年以内に村落の境界を画定して村落内の土地利用状況を測量・確定・登録することを1987年に決定したが、1991年6月段階で全国の登録村8471村のうち1836村しか村境の測量を終えられていなかった (吉田 1999, 16)。村落民に権威の正当性が疑われている村落政府が土地割当・紛争調停を担い続けたのであり、土地紛争が多発することになった (Twaib 1996, 105-107)。

そして、1992年にタンザニア政府は深刻な事態に遭遇する。政府は、ウジャマー村政策期の集村化作戦による大量移動で慣習的な土地権は賠償なしに消滅していることと、当該事実は司法の審議権外にあることを規定する1992年土地保有規制 (新設村) 法 (Regulation of Land Tenure [Established Villages] Act) を制定しようとした (Fimbo 2004, 17)。これに不満を抱く二人の農民が高等裁判所に訴え、さらに控訴裁判所 (Court of Appeal. タンザニアの最高裁) で審議されて、慣習的な土地権が憲法で擁護される「所有権」 (“property”) であること、集村化作戦で土地を剥奪された者も賠償対象であることが判決として言い渡され、タンザニア政府が敗訴したのである (Twaib 1996, 107-110; Fimbo 2004, 17; McAuslan 2013, 55)。

第5節 現行の土地改革の推進（1990年代初期～）

この時期には、ウジャマー政策期の強制移住によって侵害された慣習的な土地権が回復されることはなく、むしろ現状追認的な解決が図られようとしている。土地法制では「慣習」という用語が使用されているが、その内実はやや異質のものといわざるを得ない。

土地問題に対処するため、政府は1991年1月にシヴジ (Issa G. Shivji) を委員長とする「土地問題に関する大統領諮問委員会」を発足し、1992年11月に答申 (Tanzania 1994, ただし一部のみ) を得ている。同答申は国内各地の土地管理について現状を強く批判していたために、政府はその後の施策に反映しなかったと指摘されている (Shivji 1998; 吉田 1999, 16, 23-27; McAuslan 2013, 96; Fimbo 2013b, 9-12)。とはいえ、早急に土地政策の立て直しを図る必要があり、1995年に「国家土地政策」(National Land Policy) が国会で承認され (McAuslan 2013, 97)、この政策指針に基づき制定されたのが、本章の冒頭でふれた1999年土地法と1999年村落土地法であった。

1999年村落土地法では、村落 (評議会) が管理する村落地は、①慣習地 (customary land)、②村落共同地 (communal village land)、③その他の土地、の三つに下位区分されており、このうち慣習地とは、「慣習法のもとで個人、家族、集団が占有あるいは利用している土地。看做占有権下にある土地が含まれる。すでに占有されているため、村落評議会の割当の対象とならない。村落評議会によって慣習占有権が譲与された土地も含まれる」と定義されている。新たに土地割当の希望が村落民から提起されれば、村落評議会は基本的に空き地である「その他の土地」を当該村落民に割り当て、当該地はそれ以降に慣習占有権が設定されている慣習地に分類されるようになり、慣習占有権証書なる土地権利証書が発給されることになる。すべての慣習占有権に対して、当該地域で伝統的に望ましいとされてきた耕作実践や最良とみなされてきた放牧実践に従って良好な状態で土地を占有し利用すること、慣習

法・条例等を含む土地にかかわる諸規則に従うこと、土地に対する課税等がなされる場合に支払い義務を伴うこと等が、同法第29条で保有の条件として課せられている。なお、「その他の土地」は村落民以外にも割り当て得る。

同法第2条の概念規定では、集村化作戦を「1970年1月1日から1977年12月31日までの時期に開始あるいは実施された村落内外での入植・再入植」と定義し、同法第15条では、集村化作戦による土地割当は有効な割当 (valid allocation) であり、その割当地の土地権は認可占有権であり、本法でいう慣習占有権として土地権利証書を入し得ると規定し、この土地割当と競合するような「1970年1月1日に先だって存在した慣習法の規則や慣行に従って土地を占有し利用する権利」は消滅すると明記している。他方、第3条第1項(h)には、「本法あるいは1967年土地収用法 (Land Acquisition Act) に基づき、占有権、長期にわたる占有あるいは慣習的な土地利用を、国家によって無効にされるか介入されるかによって損害をこうむった人物に対して、完全に公正で即座の賠償を支払うこと」を明記しており、この点は無償で土地没収を正当化しようとした前記の1992年法案と大きく異なる。

さて、1999年村落土地法に基づき、まずは村境を確定し、ついで村内の地片の境界を確定する土地登記事業が現在も進められている。村境については、2012年初時点で約1万2000村のうち1万1000村以上がすでに測量され、そのうち約7000村が登記済みであった。2013年6月までにすべての村落地が測量され登記される予定であった (Byamugisha 2013, 57) が、実際には2014年8月段階で完了には至っていなかった¹²⁾。また、各村落内の地片の境界を画定し登記していく作業については著しく遅れており、おそらく2012年頃と思われるが、タンザニアの村落内の地片 (総計約2500万筆) のうち20万筆未満にしか慣習占有権証書が発給されていなかった (Byamugisha 2013, 57-58)。そもそもタンザニアの土地登記事業の遂行は国家が利用し得る資金力を超えており、パイロット計画ですら多大な対外支援が必要であったし、関連文書では驚くほど実施費用にはふれられていないと、ブルース (Bruce 2014, 65-66) は指摘している。

結語にかえて

本章では、タンザニアの土地政策について、慣習的な土地権に着目して歴史的に振り返ってきた。成文法上は、1928年土地（修正）条令で原住民に付与され、1999年村落土地法で看做占有権として言及されている土地権である。植民地期には、土地権保持者と特定の地片とを1対1対応させて土地権が掌握されていたわけではなく、慣習的な土地権が適用されている地域が集合的に認識されていた。そもそも慣習的な土地権とは土地権保持者と特定の地片が排他的に結合するような土地権ではないことも少なくなく、上記のような土地権の把握はむしろ当然であろう。その結果、植民地領域の各地で異なる慣習的な土地権の割当や紛争調停が、原住民統治機構のようなアフリカ人の担う植民地行政組織のもとで存続していくことになった。原住民統治機構そのものが植民地支配のための構築物であることも含めて、植民地化以前の土地割当・紛争調停慣行は、植民地支配のもとで改変されており、なにか真なるものが温存され続けたわけではない。にもかかわらず、1999年村落土地法においても、「慣習占有権」という用語を使用せざるを得ないことに、「慣習」という融通無碍であるが抗しがたい概念の魅力と強靱さを読み取れる。

独立初期には慣習的な土地権は看做占有権という植民地期に得た法制上の地位を保持していたが、タンザニア政府は植民地行政を担ってきた伝統的権威を独立早々に廃したために、慣習的な土地権を日常的・具体的に取り仕切る正当性をもった土地行政主体が曖昧となった。その役割は、1960年代の実験段階を経て1970年代以降に、村落（政府）に付託されることになる。しかしながら、村落が慣習的な土地割当・紛争調停の正当な権威であると住民レベルで全国一律に認知されていたわけではなく、1970年代の大量な強制移住を伴った村落による土地割当にはかなりの疑義がもたれており、現在までその状況が継続している。

1980年代初期のウジャマー村政策放棄以降に、かつての居住地・耕作地に

帰還している地域住民も少なからず存在しているようであり、1999年村落土地法発布時にも、1970年代のウジャマー村政策期の割当地を利用してはならず、それ以前からの慣習的な土地利用を継続あるいは復活していることも推察される。このような状況に対して、タンザニア政府は土地利用の現状に沿って土地権を追認しつつあるといえよう。1970年代の集村化作戦遂行時に割り当てられた地片にも慣習占有権なる土地権を認め、いずれは土地権利証書も発給する予定であり、そのような土地行政を具体的に担うのは村落であることを再確認している。これより望ましい土地問題の解決策がおそらくは見込めない以上、現行の土地政策は是認されるべきであると筆者は判断する。しかしながら、末端行政機関である村落の采配のもとに、土地権保持者と特定の地片が1対1対応で排他的に結合され、それを認定する文書が作成されるような土地権の設定は、決して「慣習的な土地権を尊重した」土地改革といえないことも強調しておきたい。

謝辞：本論考の資料収集にあたっては、科学研究費補助金による「アフリカにおける地方経済活性化と資源保全に関する実証研究——タンザニアの事例——」（課題番号：25257107。研究代表：池野旬）で実施したタンザニア現地調査の機会を利用させていただいた。記して、謝意を表したい。

〔注〕 _____

- (1) 植民地期の原住民 (native) とは主としてアフリカ人を意味し、非現住民 (non-native) とは主としてヨーロッパ人を意味している。1923年土地条令では、原住民を「ヨーロッパやアジア出身・出自でないアフリカのすべての原住民であり、スワヒリ人は含むがソマリ人は除外」と定義しており、それ以前のアラブ人、ソマリ人も含む定義から変更があった。この変更された定義が1970年まで有効であったようだが、それ以降は「原住民」は「市民」という用語に代替され、「連合共和国の市民であり、ヨーロッパやアジア出身・出自ではない個人」と定義された (Gondwe 2010, 24, 注43; James and Fimbo

1973, 455-456)。

- (2) 現在のタンザニア連合共和国 (United Republic of Tanzania) の領域のうち、アフリカ大陸内にあるタンザニア本土 (Tanzania Mainland) と、インド洋上の島嶼部であるザンジバル (Zanzibar) とは別個の植民地であり、ザンジバルは今でも内政自治権を有し、土地に関しても異なる政策・法体系下にあるため、本章の対象から除外している。
- (3) 海岸部10マイル帯は、1890年にドイツ帝国がザンジバルのスルタンから400万マルクで買収した (Atieno Odhiambo, Ouso, and Williams 1977, 112, 115)。
- (4) 割譲面積については先行研究間で齟齬がある。Fimbo (1974, 235), Gondwe (2010, 17) は自由土地保有権による割譲を130万エーカーとし、Ingham (1965, 553-554) は1922年のタンガニーカ行政年報に基づいてドイツ人に割譲されたのは125万エーカー以上と算出し、Hailey (1957, 727) はドイツ期の譲渡地のうち英領期に土地保有が承認されたのは192万2700エーカーと記しており、Buell (1965, I-436) は第一次世界大戦後に敵国人財産として没収されたプランテーションは860に上り1925年までに200万エーカーが払い下げられたとみなし、Meek (1968, 101) はドイツ期に北東部高地の200万エーカーが割譲されたと論じている。
- (5) ドイツ統治期は基本的に直接統治方式が採用されていた。ただし、伝統的な政治組織が発達していた北西部のプロコバ、ルアンダ (現ルワンダ)、ウルンジ (現ブルンジ) は、首長 (chiefs) が相対的に大きな権限を有する間接統治の地域とされた (Henderson 1965, 135; Mascarenhas 1971, 106)。
- (6) 国際連盟下で委任統治を担い、その後国際連合下で信託統治を担った、タンガニーカにおける現地行政体制を、本章では英植民地政府と称しておきたい。
- (7) 認可占有権は法定占有権 (statutory rights of occupancy), 非原住民占有権 (non-native right of occupancy) とも称され、看做占有権は慣習的占有権 (customary right of occupancy), 原住民占有権 (native right of occupancy) と称されることもある (Fimbo 2004; Gondwe 2010; McAuslan 2013)。

なお、1928年土地 (修正) 条令以降は、公有地を除くタンガニーカの土地権の種類は、自由土地保有権 (ドイツ植民地期に譲与され英統治期に追認)、土地リース権 (同上)、認可占有権、看做占有権の4種類のはずである。しかしながら先行研究では、非原住民への割譲地にふれる場合に、自由土地保有権と土地リース権にのみ言及し、認可占有権に言及しないことが多い。おそらくは認可占有権は、類似している土地リース権と一括して扱われていると推察され、たとえば1939年刊行の植民地政府統計でも両者の区分がなされていない (Richter 1996, 68-71)。それゆえ、本章でも、1928年以降の土地権区分を、自由土地保有権、土地リース権 (= 認可占有権)、看做占有権の3種類

として説明していく。

- (8) 原住民統治機構条令は1921年、1923年にも発令されていたようである。しかし、ドイツ植民地期に直接統治を担っていた現地人行政官を残存させていたため、原住民統治機構と権限が重複していた。1924年に植民地政府は間接統治の方針を打ち出し、行政区画や機構を整備していった (Ingham 1965, 552)。
- (9) 独立政府は、農耕民地域と牧畜民地域の近代化を図る意欲的な開発計画に着手した。牧畜民地域での近代的な牧場計画については Fimbo (2004, 11-12) でふられているが詳細が不明なため、本文では農耕民地域に関してのみ紹介した。
- (10) 慣習的な土地権にまったく手がつけられなかったわけではない。タンガニーカには植民地化以前に階層的な社会を形成し、領主・農奴関係あるいは地主・小作関係と看做し得る土地貸借関係を展開していた地域が存在しており、このような慣習的な土地慣行とその背景にある土地権については、独立後の政府は規制を加え、1960年代末には廃絶に成功している。詳しくは、James (1971, 76, 87-90), 赤羽 (1971, 123-133), 池野 (1979), Meek (1968, 108-114) を参照されたい。
- (11) 強制移住作戦がなかったことはウジャマー村がつくられなかったことを意味しない。少なくともキリマンジャロ州では、平地部においてウジャマー村建設が行われた (たとえば、池野 2010, 44-45)。
- (12) タンザニアの農村開発に造詣の深いマギンビ教授 (S. Maghimbi, ダルエスサラーム大学) とムハンド上級講師 (D. G. Mhando, ソコイネ農業大学) に対する筆者による聞き取り。

[参考文献]

(略号) DSM = Dar es Salaam, DUP (1996) = Dar es Salaam University Press (renewed in) 1996

<日本語文献>

赤羽裕 1971. 『低開発経済分析序説』岩波書店。

池野旬 1979. 「タンザニア、ハヤ族の土地保有制度——ニャルバンジャ制度とスクウォッター制度——」『アジア経済』20 (12) 77-89.

——— 2010. 『アフリカ農村と貧困削減——タンザニア 開発と遭遇する地域——』京都大学学術出版会。

- 犬飼一郎 1976. 『アフリカ経済論』 大明堂.
- オマリ, C. K. 1980. 「タンザニアの新『村づくり』政策」 福田茂夫編 『タンザニアの党・農村開発・民族・国際環境——現地調査の予備総括——』 名古屋大学アフリカ調査研究グループ社会科学隊 (非売品) 62-83.
- 吉田昌夫 1997. 『東アフリカ社会経済論——タンザニアを中心にして——』 古今書院.
- 1999. 「東アフリカの農村変容と土地制度変革のアクター——タンザニアを中心に——」 池野旬編 『アフリカ農村像の再検討』 アジア経済研究所 3-58.

<外国語文献>

- Alden Wily, Liz 2013. "Enclosure revisited: Putting the Global Land Rush in Historical Perspective.", In *Handbook of Land and Water Grabs in Africa*, edited by Tony Allan, Martin Keulertz, Suvi Sojamo and Jeroen Warner, Abingdon: Routledge, 11-23.
- Atieno Odhiambo, E. S., T. I. Ouso, and J. F. M. Williams 1977. *A History of East Africa*, Harlow: Longman.
- Bruce, John 2014. "Decentralization of Land Administration in Sub-Saharan Africa: Recent Experiences and Lessons Learned." In *Agricultural Land Redistribution and Land Administration in Sub-Saharan Africa: Case Studies of Recent Reform*, edited by Frank F. K. Byamugisha, Washington D. C.: World Bank, 55-84.
- Buell, Raymond Leslie 1965 (2nd imp., 1928: 1st. ed.) . *The Native Problem in Africa*, 2 vols., London: Frank Cass.
- Byamugisha, Frank F. K. 2013. *Securing Africa's Land for Shared Prosperity*, Washington D. C.: World Bank.
- Fimbo, Gamaliel Mgongo 1974. "Land, Socialism and the Law in Tanzania." In *Towards Ujamaa: Twenty Years of TANU Leadership*, edited by Gabriel Ruhumbika, DSM: East African Literature Bureau, 230-270.
- 2004. *Land Law Reforms in Tanzania*, DSM: DUP.
- 2013a. *Essays in Land Laws in Tanzania*, DSM: LawAfrica.
- 2013b. *The Land Law in Tanzania: A Casebook*. DSM: LawAfrica.
- Gondwe, Zebron Steven 2010 (rev.) . *Manual for Transfers of Rights of Occupancy*, DSM: Mkuki na Nyota.
- Hailey, Lord 1957. *An African Survey: Revised 1956*, London: Oxford University Press.
- Henderson, W. O. 1965. "German East Africa, 1884-1918." In *History of East Africa vol. II*, edited by Vincent Harlow and E.M. Chilver, assisted by Alison Smith, Oxford: Oxford University Press, 121-162.
- Iiffe, John 1979. *A Modern History of Tanganyika*, Cambridge: Cambridge University

- Press.
- Ingham, Kenneth 1965. "Tanganyika: The Mandate and Cameron 1919-1931." In *History of East Africa vol.II*, edited by Vincent Harlow and E.M. Chilver, assisted by Alison Smith, Oxford: Oxford University Press, 542-593 および Appendix II: British Mandate for East Africa, 690-695.
- James, R. W. 1971. *Land Tenure and Policy in Tanzania*, Nairobi/DSM/Kampala: East African Literature Bureau.
- James, R. W., and G. M. Fimbo 1973. *Customary Land Law of Tanzania: A Source Book*, Nairobi/Kampala/DSM: East African Literature Bureau.
- Kikula, Idris S. 1997. *Policy Implications on Environment: The Case of Villagisation in Tanzania*, DSM: DUP (1996) .
- Mascarenhas, Adolfo 1971. "The German Administration." In *Tanzania in Maps*, edited by L. Berry, London: University of London Press, 106-107.
- McAuslan, Patrick 2013. *Land Law Reform in Eastern Africa: Traditional or Transformative?: A Critical Review of 50 Years of Land Law Reform in Eastern Africa 1961-2011*, Abingdon: Routledge.
- Meek, C. K. 1968 (new imp., 1949: 2nd ed.) . *Land Law and Custom in the Colonies*, London: Frank Cass.
- Nyerere, Julius K. 1968. *Freedom and Socialism: A Selection from Writings and Speeches 1965-1967*, Nairobi: Oxford University Press.
- Richter, Roland E. 1996. "Land Law in Tanganyika since the British Military Occupation and under the British Mandate of the League of Nations, 1916-1946." In *Land Law and Land Ownership in Africa: Case Studies from Colonial and Contemporary Cameroon and Tanzania*, edited by Robert Debusmann and Stefan Arnold, Bayreuth: Bayreuth University, 39-80.
- Rwegasira, Abdon 2012. *Land as a Human Right: A History of Land Law and Practice in Tanzania*, DSM: Mkuki na Nyota.
- Shivji, Issa G. 1998. *Not Yet Democracy: Reforming Land Tenure in Tanzania*, London: IIED.
- Sippel, Harald 1996. "Aspects of Colonial Land Law in German East Africa: German East Africa Company, Crown Land Ordinance, European Plantations and Reserved Areas for African." In *Land Law and Land Ownership in Africa: Case Studies from Colonial and Contemporary Cameroon and Tanzania*, edited by Robert Debusmann and Stefan Arnold, Bayreuth: Bayreuth University, 3-38.
- Swantz, Marja-Liisa 1996. "Village Development: On Whose Conditions?" In *What went Right in Tanzania: People's Response to Directed Development*, edited by Marja-Liisa Swantz and Aili Mari Tripp, DSM: DUP (1996) , 137-173.

- Tanzania, Government of 1994. *Report of the Presidential Commission of Inquiry into Land Matters: Volume I: Land Policy and Land Tenure Structure*, Uppsala: Nordiska Afrikainstitutet.
- Tanzania, Government of, Ministry of Lands, Housing and Settlement Development 2006. *Private Sector Competitiveness Project: Component, Sub-component B. Land Reform Project Implementation Manual*, DSM: Ministry of Lands, Housing and Settlement Development.
- Thomas, Ian 1971. "Evolution of the Administrative Framework, 1919-1961." In *Tanzania in Maps*, edited by L. Berry, London: University of London Press, 108-109.
- Twaib, Fauz 1996. "The Dilemma of the Customary Landholder. The Conflict between Customary and Statutory Rights of Occupancy in Tanzania." In *Land Law and Land Ownership in Africa: Case Studies from Colonial and Contemporary Cameroon and Tanzania*, edited by Robert Debusmann and Stefan Arnold, Bayreuth: Bayreuth University, 81-112.

